共創事業に係る推進指針

第１　目的

本指針は、行政サービスの質の向上を実現するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び長野県行政経営理念の趣旨を踏まえ、県と企業又は非営利団体等の多様な民間主体（以下「相手方」という。）との共創の推進を図ることを目的とし、共創の定義、基本姿勢、共創事業に係る推進方針、確認事項、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

１　本指針において「共創」とは、県の政策目的を達成する上で発生する様々な課題を解決するため、県と相手方とが対話を通じて対等な立場で主体的に連携し、それぞれが持つアイデア、ノウハウ、ネットワーク等を結集して、新たな価値を共に創出することをいう。

２　本指針において「共創事業」とは、共創を目指す取組のうち具体的に構築された事業のことをいう。

第３　基本姿勢

共創の前提として、まずは相手方を尊重する姿勢を持ち、傾聴及び対話を通じて思いをくみ取り、信頼関係の構築に努めること。また、共創の推進に当たっては、相手方と顔の見える関係を継続し、相手方からの提案の実現可能性を探るとともに、取組の目的や価値の共有を図り、相互が主体的に協力し合い、新しい挑戦に対しても柔軟に対応する姿勢で臨むこと。

第４　共創事業に係る推進方針

県が共創事業を実施するに当たっては、次の各号を踏まえるものとする。

(1)　課題を的確に把握した上で、何のために取組むのかその目的を明確にすること。

(2)　県としての公益性及び相手方の利益の双方が両立する互恵的関係を構築すること。

(3)　県及び相手方の役割や責任、リスクを明確にし、お互いの理解、合意のもと進めること。

(4)　事業の進捗、課題等の共有・確認を行い、相互理解を深めるとともに、必要に応じて事業内容の見直しにつなげるため、定期的に相手方と対話等によるコミュニケーションを行うこと。

(5)　その他、次の点に留意するものとする。

ア　県との協力関係の構築には相手方における強固なガバナンスや信頼性などが重要になることに留意し、社会的批判を受けない者の選定を行うこと。

イ　県として多額の財政負担を伴うような取組においては、事業の必要性の有無、財政支出の適正性、県としての役割の範囲などあらゆる観点からの検討を行うとともに、事業の実施に当たっては、部局横断的な検討はもとより、事業分野

に精通した専門家など幅広い分野の外部有識者の協力を得るなど、多角的な観点から検討を行い、必要に応じて結果を公表すること。

ウ　補助金を交付する民間事業に対しては、当該事業の経営判断等への関与は慎重である必要があるため、県の役割をより一層明確化すること。また、補助金交付は法令に基づいて慎重に審査し、交付後も補助金執行者としての善管注意義務を果たすこと。

エ　県として予期せぬ人的・財政的負担等を生じないよう、あらかじめ取り決めること。

オ　相手方からリソースの提供を受ける場合、相手方の意欲を反映することに努めること。

カ　共創相手の民間事業者に関する情報提供には限界があるため、取組に関連する重要な情報の外部への提供のあり方等について、事前に民間事業者と取り決めておくこと。

第５　確認事項

共創事業の実施に当たっては、事業担当課において、改めて次の各号を満たしているか確認すること。

(1)　社会的批判を受けない者の選定を行っている。

(2)　必要性・適正性・役割等あらゆる観点から検討を行うとともに、必要に応じて外部の者の視点も取り入れている。

(3)　役割や責任、リスクを明確にし、双方合意のもと進めている。

(4)　補助金等の財政支出が生じる場合、法令等に基づき適切に処理している。

(5)　県として予期せぬ人的・財政的負担等が生じないよう検討を行っている。

(6)　相手方からリソースの提供を受ける場合、相手方の意欲反映に努めている。

(7)　県としての公益性及び相手方の利益の双方が両立する互恵的関係を構築している。

(8)　重要情報の外部への提供のあり方等について、事前に相手方と取り決めている。

(9)　事業の目的等を明確にするため、相手方と定期的に対話等を行っている。

第６　手続き

別表第１の基準に該当する共創事業は、共創事業計画書（様式第１号）及び共創チェックリスト（様式第２号）を作成し、部局共創推進委員会（第７の１の部局共創推進委員会をいう。）の承認を得るものとする。なお、県が構成員の一部となる協議体（プラットフォーム）等については、その規約等をもって共創事業計画書に代えることができる。

第７　部局共創推進委員会

１　部局共創推進委員会（以下「委員会」という。）は、部局長及び課室長をもって構成する。

２　複数の部局にまたがる共創事業の場合、主担当部局を決め、その他関係部局に

対して事前に意見照会を行うものとする。

3　委員会においては、第４及び第５の点に留意しつつ共創事業の実施の可否を審議し、要件を満たすと認められるものについては、その実施を承認するものとする。

4　委員会の承認を得た後、相手方と共創事業計画書を締結し、その旨を公表するものとする。

5　事業担当課は、締結した共創事業計画書を、広報・共創推進課長に提出するものとする。

第８　リスク管理

事業担当課は、共創事業計画書を締結した事業について、予算編成、内部統制、事業点検等の各段階において、関係する法令等にのっとり適切なリスク管理を行うものとする。

附 則

この指針は、令和６年１月 15 日から施行する。

この指針は、令和７年８月８日から施行する。